

25 正科別科の区別廃止他に関する専門部学則改正

(昭和十一年十二月)

(欄外注記1)

案起 昭和十一年十月十五日

主任 (森田印)

学務部長 (白戸印)

学務課長 (畠村印) (大谷印)

進 達

学則改正認可申請

中央大学

専門部

右第三式經由印ヲ捺シ文部省

(進達可然哉)

(欄外注記2)

案起 昭和十一年十二月十六日

主任 (阿部印) (森田印) (池田印)

学務部長

学務課長 (畠村印) (大谷印)

下 付

同上ニ対スル指令

昭和十一年十二月十日

認可

右第四式經由印ヲ捺シ上記学

校(送付可然哉)

東專六五九号

中央大学専門部設立者

中央大学

昭和十一年十月十日申請学則中変更ノ件認可ス

昭和十一年十二月十日

文部大臣 平生鈞三郎

進 達 願

専門部学則中改正認可申請書別冊主務省ニ御進達被成下度及御

(欄外注記4) 願候也

昭和十一年十月十日

中央大学学長 原 嘉道 囀

東京府知事 横山助成 殿

学則改正認可申請書

専門部学則中別冊朱書ノ通改正致度候ニ付御認可相成度別冊並

改正理由書相添へ及申請候也

昭和十一年十月十日

中央大学学長 原 嘉道 囀

文部大臣 平生鈞三郎 殿

改正理由

一、第五十条中「学力」ヲ「學歷」ト改ムルハ入学許可審定上ノ便宜ニ依ル

一、第五十一条ヲ削除スルハ正科別科ノ区別ヲ認ムルノ要ナキニ依ル

一、第五十三条ノ改正ハ従来当学ノ授業料ハ年三十三円ニシテ同種ノ他ノ学校ニ比シ甚タ低廉ニ失シタルノミナラス之カ月割分納ヲ許シタルニ依リ種々ノ弊害ヲ伴フ虞アルニ依ル

一、第五十五条第二項中「一年」ヲ「六ヶ月」ト改ムルハ之ヲ以テ適當ト認ムルニ依ル

一、第五十六条中受験料金十円ヲ二十円ニ改ムルハ論文ノ審査ヲ一層厳密ニスル必要アルニ依ル

一、第五十七条ノ改正ハ研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニ認
許スル称号ノ名称ヲ改メ且ツ正科別科ヲ区別セサルコトニセ
リ、之レ研究科学生ノ資質ノ向上ヲ図リ其ノ研究ヲ奨励セン
トスルニ在リ

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、
商学ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正
科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時
休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大 祭 祝 日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験
ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学
年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科
目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其
ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間数	科目	授業時間数	科目	授業時間数
法学通論	一	二	憲法	一	行政法各論	一
民法総論	二	三	行政法総論	二	会社法	二
民法第一部	三	二	物権法第一部	二	手形法	二
物権法第一部	二	三	債権各論	三	保険法	二
債権総論	三	二	相続法	二	海商法	二
親族法	二	二	刑法各論	二	民事訴訟法第六編以下	二
刑法総論	三	二	民法各論	二	民事訴訟法第一編	二
刑罰論	二	二	商法総則、商行為法	二	民事訴訟法第二編	二
經濟學	二	二	民事訴訟法第五編	二	乃至第五編	二
論理、心理	二	二	刑事訴訟法	三	外語	二
外國語	六	二	刑事訴訟法	二	外語	二
操	二	二	刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二
			刑事演習	二	刑事演習	二
			民事演習	二	民事演習	二

夜間部ニハ体操ヲ実施セス

選 択 科 目	法 制 史	二	法 制 史	二	法 律 史 哲 学 (法律学史ヲ含ム)	二
	社 会 学	二	法 制 史	二	法 律 史 哲 学 (法律学史ヲ含ム)	二
					破 産 法 (和議法ヲ含ム)	二
					財 政 学	二
随 意 科 目	独 語 又 ハ 仏 語	二	独 語 又 ハ 仏 語	二	独 語 又 ハ 仏 語	二
	選 択 科 目 中 自 己 ノ 選 択 セ サ ル 科 目 及 ビ 經 済 学 科 又 ハ 商 学 科 ノ 各 科 目	ハ 二 科 目	ヲ 選 択 シ テ 届 出 ツ ル コ ト	ヲ 要 ス		

第二 経済学科

必 修 科 目	科 目	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年	授 課 時 間 毎 週
修 身 論	法 学 通 論	二	二	二	一
憲 法	行 政 法	二	二	二	一
民 行 法	民 行 法	二	二	二	一
經 濟 原 論	經 濟 史	二	二	二	一
經 濟 地 理	國 際 法	二	二	二	一
貨 幣 論	商 法	二	二	二	一
統 計 學	保 險 法	二	二	二	一
植 民 地 政 策	商 法	二	二	二	一
商 業 政 策	商 法	二	二	二	一
必 修 科 目	科 目	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年	授 課 時 間 毎 週
修 身 論	商 法	二	二	二	一
憲 法	國 際 法	二	二	二	一
行 政 法	保 險 法	二	二	二	一
民 行 法	商 法	二	二	二	一
經 濟 史	國 際 法	二	二	二	一
經 濟 地 理	商 法	二	二	二	一
貨 幣 論	保 險 法	二	二	二	一
統 計 學	商 法	二	二	二	一
植 民 地 政 策	商 法	二	二	二	一
商 業 政 策	商 法	二	二	二	一

第三 商学科

必 修 科 目	科 目	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年	授 課 時 間 毎 週
修 身 論	法 学 通 論	二	二	二	一
民 行 法	商 法	二	二	二	一
簿 記 學	簿 記 學	二	二	二	一
商 品 學	商 品 學	二	二	二	一
經 濟 地 理	經 濟 史	二	二	二	一
商 業 史	商 業 史	二	二	二	一
統 計 學	統 計 學	二	二	二	一
經 濟 原 論	經 濟 原 論	二	二	二	一
商 業 論	商 業 論	二	二	二	一
商 業 算 術	商 業 算 術	二	二	二	一
英 理 心 理 學	英 理 心 理 學	二	二	二	一
必 修 科 目	科 目	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年	授 課 時 間 毎 週
修 身 論	商 法	二	二	二	一
民 行 法	簿 記 學	二	二	二	一
簿 記 學	商 品 學	二	二	二	一
商 品 學	經 濟 史	二	二	二	一
經 濟 史	商 業 史	二	二	二	一
商 業 史	統 計 學	二	二	二	一
統 計 學	經 濟 原 論	二	二	二	一
經 濟 原 論	商 業 論	二	二	二	一
商 業 論	商 業 算 術	二	二	二	一
商 業 算 術	英 理 心 理 學	二	二	二	一
英 理 心 理 學	英 理 心 理 學	二	二	二	一

必 修 科 目	科 目	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年	授 課 時 間 毎 週
修 身 論	法 学 通 論	二	二	二	一
民 行 法	商 法	二	二	二	一
簿 記 學	簿 記 學	二	二	二	一
商 品 學	商 品 學	二	二	二	一
經 濟 地 理	經 濟 史	二	二	二	一
商 業 史	商 業 史	二	二	二	一
統 計 學	統 計 學	二	二	二	一
經 濟 原 論	經 濟 原 論	二	二	二	一
商 業 論	商 業 論	二	二	二	一
商 業 算 術	商 業 算 術	二	二	二	一
英 理 心 理 學	英 理 心 理 學	二	二	二	一
必 修 科 目	科 目	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年	授 課 時 間 毎 週
修 身 論	商 法	二	二	二	一
民 行 法	簿 記 學	二	二	二	一
簿 記 學	商 品 學	二	二	二	一
商 品 學	經 濟 史	二	二	二	一
經 濟 史	商 業 史	二	二	二	一
商 業 史	統 計 學	二	二	二	一
統 計 學	經 濟 原 論	二	二	二	一
經 濟 原 論	商 業 論	二	二	二	一
商 業 論	商 業 算 術	二	二	二	一
商 業 算 術	英 理 心 理 學	二	二	二	一
英 理 心 理 學	英 理 心 理 學	二	二	二	一

第二学年ニ於ケル「教育学」及ヒ第三学年ニ於ケル「教授法」ハ
実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学
歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格證書ヲ有
スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト
同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ詮衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、
漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトア
ルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一
学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但
シ受験料ハ金五円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相
当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了
セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差
出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金三円ヲ納
ムヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十
条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル
者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアル
ヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内
ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ
モノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届
出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修
学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保
証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ
保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ
期間第十六条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人

連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト
認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一箇年間欠席シ又
ハ正当ノ事由ナク一箇月以上欠席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準
用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分
ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認
メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験
ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以
上アルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコ
トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但
シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試
験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全
部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得

但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケシテ在学スル
者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試
験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス
其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ
得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ
ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ
在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付
テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通
算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限
ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサ
レハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シ
タル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金三百円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ当月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四月(金三十円)

第二期 九月(金三十円)

第三期 一月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留學生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内

ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科目トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法
訴訟法 國際法 政治学 経済学 財政学
商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院

又ハ東京法学院大学ノ卒業生ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者ニ
限リ入学ヲ許ス但シ同学校卒業生又ハ之ト同等〔以上〕ノ
〔学力〕〔学歴〕アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 〔専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其ノ他
ヲ別科生トス〕〔削除〕

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之
ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金〔三十三〕〔五十五〕
円ト〔ス学年ノ始又ハ入学ノ際一時ニ之ヲ納ムヘシ〕〔シ左
ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ〕

第一期 四月 (金二十円)
第二期 九月 (金二十円)
第三期 一月 (金十五円)

〔第三十条但書及ヒ〕第三十一条〔乃至〕第三十二条及〕第
三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学
ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコト
ヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ
更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス
落第者ハ更ニ〔一年〕〔六ヶ月〕以上修業ノ後再ヒ試験ニ応
スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金
〔十〕〔二十〕円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ〔卒業〕試験ニ合格シ〔法学科ヲ卒業シタ
ル正科生ハ中央大学専門部法学士ト称シ経済学科ヲ卒業シタ
ル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称シ商学科ヲ卒業シタ
ル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得〕〔タル
者ニハ卒業証書ヲ授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学
士、中央大学商業学士ノ称号ヲ認許ス〕

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ著
ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯
セザルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静粛ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故ア

リテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ

但シ七日以上欠席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十四条 欠席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個
月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為
スコトヲ要ス

第五章 懲戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学
校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附則

一、本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程
及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年
試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一、第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年
試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受

クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次
ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得

但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ
在ラス

一、本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒
ハ従前ノ規程ニ依ル

(朱書)

一、本則改正ハ文部大臣ノ認可アリタル日ヨリ之ヲ施行ス但
シ第五十三条ハ文部大臣ノ認可アリタル日以降入学シタル
者ニ又第五十七条ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之
ヲ適用ス

(欄外注記1)

「收受子学第一〇二四七号」「判決十月十九日」「施行十月二十
日」

(欄外注記2)

「判決十二月十九日」「施行十二月二十一日」

(欄外注記3)

「完結」

(欄外注記4)

「東京府收受・昭和十一年十月十二日・子学第一〇二四七号」

(欄外注記5)

「東京府收受・昭和十一年十月十二日」

(昭和十一年学務課私立学校第一種冊の九十五 319 D4 11)